

議案第18号

小浜市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

小浜市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和8年2月17日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

小浜市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小浜市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年小浜市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第2号ス中「片道60キロメートル以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42, 200円

ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45, 700円

タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49, 200円

チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 52, 700円

ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56, 200円

テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 59, 600円

ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 63, 000円

ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66, 400円

第14条第3項中「および次項」を「、次項および第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「および駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月)」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「(特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額)」を「(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額) および前項第1号に定める額」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号または第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地および利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号および第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5千円を超えない範囲内で1月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（規則への委任）

第2条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第19号

小浜市国民健康保険税条例の一部改正について

小浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月17日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

小浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小浜市国民健康保険税条例（昭和26年小浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「および介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「および子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加える。

第2条第1項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「および資産割額」を削り、同項ただし書中「66万円」を「67万円」に改める。

第2条第3項および第2条第4項中「および資産割額」を削る。

第2条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「100分の5.82」を「100分の6.23」に改める。

第4条を次のよう改める。

第4条 削除

第5条中「26,000円」を「27,600円」に改める。

第5条の2第1号中「17,100円」を「18,100円」に改め、同条第2号中「8,550円」を「9,050円」に改め、同条第3号中「12,

825円」を「13,575円」に改める。

第6条中「100分の2.53」を「100分の2.48」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第7条の2中「11,300円」を「11,000円」に改める。

第7条の3第1号中「7,400円」を「7,200円」に改め、同条第2号中「3,700円」を「3,600円」に改め、同条第3号中「5,550円」を「5,400円」に改める。

第8条中「100分の1.96」を「100分の1.84」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の2中「10,500円」を「10,000円」に改める。

第9条の3中「5,200円」を「4,900円」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.13を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について500円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 300円

(2) 特定世帯 150円

(3) 特定継続世帯 225円

第23条第1項各号列記以外の部分中「66万円」を「67万円」に、「ならびに同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に改め、「17万円）」の次に「ならびに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号ア中「18,200円」を「19,320円」に改め、同号イ（ア）中「11,970円」を「12,670円」に改め、同号イ（イ）中「5,985円」を「6,335円」に改め、同号イ（ウ）中「8,978円」を「9,503円」に改め、同号ウ中「7,910円」を「7,700円」に改め、同号エ（ア）中「5,180円」を「5,040円」に改め、同号エ（イ）中「2,590円」を「2,520円」に改め、同号エ（ウ）中「3,885円」を「3,780円」に改め、同号オ中「7,350円」を「7,000円」に改め、同号カ中「3,640円」を「3,430円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 350円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）一人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額は、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 210円

(イ) 特定世帯 105円

(ウ) 特定継続世帯 158円

第23条第1項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同条第2号ア中「13,000円」を「13,800円」に改め、同号イ（ア）中「8,550円」を「9,050円」に改め、同号イ（イ）中「4,275円」を「4,525円」に改め、同号イ（ウ）中「6,413円」を「6,788円」に改

め、同号ウ中「5, 650円」を「5, 500円」に改め、同号エ（ア）中「3, 700円」を「3, 600円」に改め、同号エ（イ）中「1, 850円」を「1, 800円」に改め、同号エ（ウ）中「2, 775円」を「2, 700円」に改め、同号オ中「5, 250円」を「5, 000円」に改め、同号カ中「2, 600円」を「2, 450円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 250円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）一人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額は、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 150円

（イ）特定世帯 75円

（ウ）特定継続世帯 113円

第23条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3号ア中「5, 200円」を「5, 520円」に改め、同号イ（ア）中「3, 420円」を「3, 620円」に改め、同号イ（イ）中「1, 710円」を「1, 810円」に改め、同号イ（ウ）中「2, 565円」を「2, 715円」に改め、同号ウ中「2, 260円」を「2, 200円」に改め、同号エ（ア）中「1, 480円」を「1, 440円」に改め、同号エ（イ）中「740円」を「720円」に改め、同号エ（ウ）中「1, 110円」を「1, 080円」に改め、同号オ中「2, 100円」を「2, 000円」に改め、同号カ中「1, 040円」を「980円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）一人について 100円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定

する世帯主を除く。) 一人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額は、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 60円

(イ) 特定世帯 30円

(ウ) 特定継続世帯 45円

第23条第2項第1号ア中「3,900円」を「4,140円」に改め、同号イ中「6,500円」を「6,900円」に改め、同号ウ中「10,400円」を「11,040円」に改め、同号エ中「13,000円」を「13,800円」に改め、同項第2号ア中「1,695円」を「1,650円」に改め、同号イ中「2,825円」を「2,750円」に改め、同号ウ中「4,520円」を「4,400円」に改め、同号エ中「5,650円」を「5,500円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 75円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 125円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 250円

第23条第3項中「所得割額および被保険者均等割額」を「所得割額ならびに被保険者均等割額および18歳以上被保険者均等割額」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものと

した場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(第1項、第2項または前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。)は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の小浜市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第20号

小浜市交通安全対策協議会設置条例の廃止について

小浜市交通安全対策協議会設置条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和8年2月17日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

小浜市交通安全対策協議会設置条例を廃止する条例

小浜市交通安全対策協議会設置条例（平成9年小浜市条例第33号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第21号

小浜市保育所設置および管理に関する条例の一部改正について

小浜市保育所設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月17日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

小浜市保育所設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

小浜市保育所設置および管理に関する条例（平成24年小浜市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「
| 中名田保育園 | 小浜市和多田第13号40番地 |
」

を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第22号

小浜市児童館設置条例の一部改正について

小浜市児童館設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月17日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

小浜市児童館設置条例の一部を改正する条例

小浜市児童館設置条例（昭和54年小浜市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「
| 堅海児童センター | 小浜市堅海第37号16番地 |
」

を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第23号

小浜市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

小浜市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月17日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

小浜市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

小浜市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例（令和7年小浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「条件」を「要件」改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「、終了」を「および終了」に「および利用」を「その他の利用」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「利用定員」の次に、「(子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項または第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備および職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条中「この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。」を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第24号

小浜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定
について

小浜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のよう
に制定する。

令和8年2月17日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

小浜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第54条の3において準用する法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容および水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思および人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設および法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者

をいう。以下同じ。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数および時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子どもおよびその保護者の心身の状況および当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像および音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を

行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせんおよび要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせんおよび要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下

この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子どもおよびその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育および法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等

通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保および向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項および第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途および額ならびに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文章による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子どもおよびその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談および援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子どもおよびその保護者の心身の状況ならびに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子どもおよびその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

ならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者または医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的および運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数および職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日および時間ならびに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由およびその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始および終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送または有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子ども

の国籍、信条、社会的身分または第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員および管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子どもまたはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子どもまたはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のものまたは誇大なものとしてはな

らない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）もしくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）またはその職員に対し、支給対象小学校就学前子どもまたはその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者もしくは乳児等通園支援事業者またはその職員から、支給対象小学校就学前子どもまたはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子どもまたは乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、

法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該市の職員からの質問もしくは特定乳児等通園支援事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止および発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会および職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市および当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況および事故に際して採っ

た処置について記録しなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備および会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、

当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付または提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付または提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、または提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちアまたはイに掲げるもの

- ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾または受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書または電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付または提出」とあり、および「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、または提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項に

において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第25号

小浜市企業振興条例の一部改正について

小浜市企業振興条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月17日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

小浜市企業振興条例の一部を改正する条例

小浜市企業振興条例（平成元年小浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、先端的農商工連携施設、情報サービス業または試験研究所」を「、情報サービス業、物流関連産業、先端的農商工連携施設、試験研究所、本社機能、宿泊業または地域経済牽引事業」に改め、同条第3号削り、同条第4号中「掲げる」の次に「中分類37の通信業または」を、「昭和23年法律第122号」の次に「。以下「風営法」という。」を加え、同号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 物流関連産業 産業分類に掲げる中分類44の道路貨物運送業、中分類47の倉庫業（ただし水面木材倉庫業を除く。）、小分類481の港湾運送業、小分類482の貨物運送取扱業または大分類Iの卸売業および物流施設を設置する小売業であって、本市を除く複数の自治体に対して本市への発送量を上回る貨物の発送を行う業をいう。

第2条中第8号を第12号とし、第7号を第11号とし、同条第6号中「物品の製造（加工および修理を含む。）の用に供する工場および情報サービス業または試験研究所を営むための事業所」を「前2号から9号に該当する事業の用に供する施設および事業所」に改め、同号を同条第10号とし、同条中第5号を第6号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (7) 本社機能 研究開発部門（基礎研究、応用研究、開発研究等を行っている部門）、調査・企画部門（事業、製品または商品の企画・立案や市場調査等を行っている部門）、情報処理部門（自社社内業務としてシステム開発やプログラム作成等を行っている部門）、国際事業部門（輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括等を行っている部門）、その他管理業務部門（総務、経理、人事、その他管理業務を行っている部門）、商業事業部門の一部（専ら事業所内において電話やオンラインツールを活用して行われる営業・購買業務等を行う部門）、情報サービス事業部門（ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス、映画・ビデオ制作、書籍の出版等の業務を行っている部門）またはサービス事業部門の一部（調査企画、情報処理、研究

開発、国際事業その他管理の受託に関する業務を行う部門)の事務所、研究所および研修所をいう。

- (8) 宿泊業 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設(風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する営業を除く。)をいう。
- (9) 地域経済牽引事業 市の施策やプロジェクト等を推進できる技術やノウハウを持つ企業が市と協定等を締結し、実施する事業をいう。

第2条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 先端的農商工連携施設 農産物工場(人工光源をはじめとする植物の生育に必要な環境条件を最適化させる環境制御システムにより、農産物を効率的・計画的に生産する施設またはその基準に準ずる施設)、陸上養殖施設その他の先端的な技術の利用により、農林水産物を生産する施設で、市長が認めるものをいう。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第26号

小浜市営公園の設置および管理に関する条例の一部改正について

小浜市営公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月17日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

小浜市営公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

小浜市営公園の設置および管理に関する条例（平成12年小浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1 その他の公園の部に次のように加える。

森川なかよし公園	小浜市生守41号32番他
----------	--------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第27号

小浜市学校給食費に関する条例の制定について

小浜市学校給食費に関する条例を次のように制定する。

令和8年2月17日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

小浜市学校給食費に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき市が実施する学校給食に係る学校給食費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。
- (4) 教職員等 児童または生徒以外の者であって学校給食の提供を受ける教職員その他の者をいう。
- (5) 学校給食費負担者 学校給食を受ける児童または生徒の保護者および教職員等をいう。

(学校給食の実施)

第3条 学校給食は小浜市立小学校および中学校の設置および管理条例（昭和39年小浜市条例第7号）第1条に規定する小学校および中学校において実施する。

(学校給食費の徴収)

第4条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を月額で徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者からは、1食あたりの額（以下「日額」という。）で徴収することができる。

- (1) 転入等により月の途中から学校給食の提供を受ける者
- (2) 転出等により月の途中まで学校給食の提供を受ける者
- (3) 教職員等で不定期に学校給食の提供を受ける者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた者

2 前項の規定により徴収する学校給食費の月額および日額は、規則で定める。

(学校給食費の納付)

第5条 学校給食費負担者は、学校給食費を規則で定める日までに納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、または免除することができる。

(委任)

第7条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第28号

小浜市営体育施設の設置および管理条例の一部改正について

小浜市営体育施設の設置および管理条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和8年2月17日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

小浜市営体育施設の設置および管理条例の一部を改正する条例

小浜市営体育施設の設置および管理条例（昭和43年小浜市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2市民体育館の部競技場の款団体の項に次のように加える。

「

空調設備を使用する場合	競技場のみ	全面30分につき1,660円、半面30分につき830円
	競技場・観覧席	全面30分につき3,160円、半面30分につき1,580円

」

別表第2市民体育館の部競技場の款個人の項に次のように加える。

「

空調設備を使用する場合	1回につき200円
-------------	-----------

」

別表第2市民体育館の部トレーニングルーム（2階）の項に次のように加える。

「

空調設備については全面30分につき500円、半面30分につき330円

」

別表第2備考第3項中「とする。」の次に「ただし、空調設備の使用料は規定のとおりとする。」を加え、同表備考第5項中「とする。」の次に「ただし、空調設備の使用料は規定のとおりとする。」を加える。

附 則

この条例は、令和8年8月1日から施行する。

議案第29号

若狭広域行政事務組合の規約の変更について

令和8年4月1日をもって、若狭広域行政事務組合の事務所を移転するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、同組合規約を次のとおり変更することについて構成団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月17日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

若狭広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約

若狭広域行政事務組合同規約（平成29年6月1日福井県指令若観第64号）の一部を次のように変更する。

第4条中「若狭町市場第20号18番地（若狭町役場上中庁舎内）」を「小浜市大手町6番3号（小浜市役所内）」に改める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

議案第30号

小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約を変更することについて、若狭町と協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月17日

小浜市長 杉 本 和 範

小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の一部を変更する規約

小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の一部を次のように変更する。

第7条中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。